

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間です

問い合わせ 人権政策課 男女共同参画推進係(☎内線542)

配偶者などからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、セクシュアル・ハラスメントなどは特に女性が被害を受けやすいことから、内閣府では毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」として取り組みを強化しています。



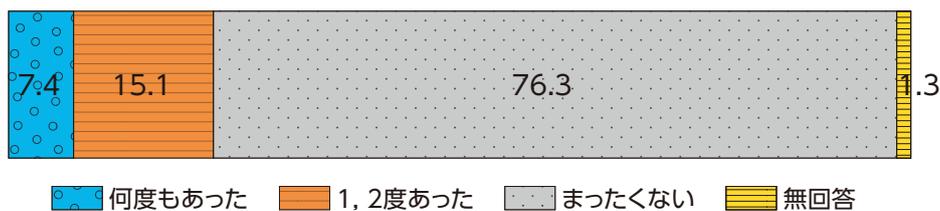
●DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。

暴力といっても殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、暴言、生活費を渡さない、人との付き合いを制限させるなどの行為もDVにあたります。子どもの目の前でDVが行われると子どもの発達にも大きな影響を与えます。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」では約4人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあると回答しています。DVは決して他人事ではありません。あなたが被害を受けていないとしても、周囲に悩んでいる人がいるかもしれません。

配偶者からの被害経験の有無



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度調査)より作成

●まずは専門機関に相談してみませんか

専門機関に相談することで、自分の状況が整理できることや解決方法が見つかることもあります。秘密は守られますので安心してください。

※身の危険を感じる緊急の場合は警察に通報してください。

相談機関	問い合わせ	受付時間
ルミナスDV相談室 (面接相談)	☎(925)5404 火曜日～土曜日 午前9時～午後5時 ※ルミナスホームページでも予約可 HP https://dazaifu-ruminas.jp/	第2・4木曜日 午前10時～午後3時 祝日・年末年始・臨時休館日を除く
ちくし女性ホットライン (電話相談)	☎(513)7335	月・水・木・金曜 正午～午後7時 土曜 午前10時～午後5時 (いずれも祝日除く)

※その他相談機関は市ホームページで紹介しています

